

資料 近隣市の緑地保全制度（ホームページより）

◎千葉市（条例による市民緑地契約制度）

市民緑地とは

市街地及びその周辺の樹林地の所有者と千葉市が契約を締結し、身近な自然とのふれあいの場を市民に公開する制度です。（都市緑地法）本市ではさらに、所有者と市民団体と市の3者で協定を結び、市民団体による管理運営を行っています。

市民緑地の活動に参加しませんか

本市では、市民緑地の管理運営を行う市民団体を維持管理団体として位置付け、緑地の清掃や草刈を委託しています。維持管理団体を構成するのは地元町内会や老人会のほか、有志など様々です。自然観察会や音楽会などのイベントを行っている維持管理団体もあります。市民緑地の管理運営に参加してみたい方や近所の荒れた緑地についてお困りの方、所有する緑地の管理が行き届かずお困りの方は公園管理課緑地保全班までご連絡ください。

市民緑地の設置状況

本市では、令和6年1月10日現在、市内に17箇所、約18.4haの市民緑地を設置しています。

関係法令等

都市緑地法（第五十五条～第五十九条）、都市緑地法施行令（第十五条、第十六条）

都市緑地法施行規則（第十六条、第十七条）

千葉市市民緑地設置事業実施要綱←条例化

◎柏市（市民緑地認定制度）

市民緑地認定制度とは

市民緑地認定制度は、市長が認定した設置管理計画に基づき、民間主体が地域住民の利用に供する緑地等を整備し、「市民緑地」として公開する制度です。

本制度が適用された市民緑地に対しては、固定資産税等の軽減措置（わがまち特例）や、施設整備費用に係る支援措置（社会資本整備総合交付金）が設けられており、民間活力を活かした公園的な空間の一層の整備促進を図っているところです。

市民緑地の認定について

市民緑地の認定は、「都市緑地法（第60条）」の規定に基づき、市民緑地設置管理計画申請書」及び「市民緑地設置管理計画書」により申請手続きを行ってください。

なお、申請の要件は次のとおりです。

（対象区域）柏駅周辺緑化推進重点地区内

（設置管理主体）緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）

（補足）柏市が指定した団体であること（みどり法人の指定に関しては緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度）

（設置管理期間）5年以上

（面積要件）300平方メートル以上

(緑化率) 20 パーセント以上

わがまち特例の適用について

当該制度に基づく市民緑地の認定を受けると、固定資産税・都市計画税の軽減が適用されます(3年間、1/3軽減)

(適用条件)(補足) 土地は無償貸付又は自己保有

(補足) 令和5年3月31日までの時限措置

施設整備に関する事項

市民緑地の施設整備の費用に係る支援措置(社会資本整備総合交付金)に関しては、上記の要件に加え以下の要件を満たす場合となります。

(設置管理期間) 10年以上

(面積要件) 500平方メートル以上

認定状況について

柏市では、都市緑地法第61条に基づき、下記の市民緑地を認定しております。

(名称) かしわ路地裏市民緑地

(認定日) 平成29年11月15日

(区域) 柏市柏五丁目110-1地内 500平方メートル

(事業者) 特定非営利活動法人 Urban design partners balloon

(整備施設) 敷地内緑化、花壇等

(管理期間) 平成29年12月1日から10年間

◎船橋市(市民緑地認定制度+「船橋市環境共生まちづくり条例」「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例」)

1. 市民緑地認定制度について

市民緑地認定制度は、市長の認定を受けた設置管理計画に基づき、民間主体が広場等を「市民緑地」として設置・管理する制度です。民間主体による緑の保全・創出及び空き地の有効活用等の取組を推進します。

船橋市市民緑地設置管理計画の認定に関する要綱

2. 申請について

(1) 対象となる土地

緑化地域又は緑化重点地区内(船橋市は市域全域を緑化重点地区としています。)

(2) 対象となる土地等の面積 300平方メートル以上

(3) 緑化率 20%以上

(4) 設置管理期間 5年以上

(5) 認定申請の手続き

市民緑地設置管理計画の認定を申請する場合は、「都市緑地法」及び「船橋市市民緑地設置管理計画の認定に関する要綱」に基づき、「市民緑地設置管理計画認定申請書」及び必要な書類を提出していただきます。

(7) 認定状況

船橋市では、都市緑地法第61条に基づき、以下の市民緑地を認定しています。

名称: LaLa terrace Green Park (ららテラスグリーンパーク)

認定日：令和5年10月31日

認定事業者：三井不動産株式会社

認定場所：船橋市若松二丁目1-4の一部

区域面積：4,989.72平方メートル

整備する緑化施設：芝生広場、樹木等

管理期間：令和5年11月29日から令和36年6月30日まで

樹木の保全

市内に生育している樹木または樹林は、一部を除いて保存樹木等として「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例」で規定しています。

また、全市域を緑地保存地区としています。

市民の皆様や市内に土地を所有する方並びに土地の造成等を行なう事業者の方や工場等を設置する方は、良好な自然環境を確保するよう市の施策に協力してください。

条例の骨子

この条例は、下の3つの骨子で成り立っています。

指定樹木等の指定、保存樹木等保全協定、伐採行為の届け出

保存樹木等ってなに？

独立した「樹木」と「樹木の集団（以下「樹林」という）」に分け、これらを総称して保存樹木等と呼びます。

1. 「樹木」については、次のいずれかに該当し、健全であること。

独立した樹木は、1.5mの高さにおける幹の周囲が30cm以上のもの、または高さが3.5m以上のもの

株立ちした樹木は、高さが2.5m以上のもの

2. 「樹林」については、次のいずれかに該当し、樹林に属する樹木が健全であること。

地目が山林である土地に存在する樹林

地目が山林でない土地に存在する樹林については、樹林が存在する土地面積が100平方メートル以上のもの

延長30m以上の生垣をなす樹林

竹林の存在する土地面積が、30平方メートル以上のもの

市民の森について

緑地の保全とともにその利用も兼ねる制度であり、主に樹林に覆われたおおむね5,000平方メートル以上の土地について所有者と借地契約（10年間）を結び施設の整備を市が行ない市民に開放している森です。

平成2年度からスタートし現在4箇所の「市民の森」が開設されていますが、所有者に樹木の保全（5年以上）をしてもらい経費の一部を助成している「指定樹林制度」よりも担保性の高い制度と位置づけることができます。

散歩がてら森林浴やバードウォッチングでリフレッシュしてみませんか？

大穴新田市民の森

八木が谷北市民の森

高野台市民の森

金杉さくら市民の森

藤原市民の森緑地※令和元年7月31日より都市緑地として管理しております。

高野台3丁目市民の森緑地※令和3年7月1日より都市緑地として管理しております。

○鎌ヶ谷市（鎌ヶ谷市みどりの条例）

ふれあいの森に助成金

市街化区域内に残された林などを保全し、ふれあいの森として整備しています。現在7カ所あり、森林浴など、身近な場で自然や緑と親しむことができます。

ふれあいの森の設置にあたり、ご協力いただいた所有者には次のような助成金制度を設けています。

対象 樹林地のある土地の面積が比較的広く、その樹林が健全で、集団の樹容が美観的に優れており、保健休養の場としてふさわしいもの

契約 期間5年の土地使用貸借契約を締結します（更新あり）

報償 1平方メートルにつき年額30円（固定資産税・都市計画税相当額を加算）

管理 樹林や施設の管理は市が行います

保全林に助成金

市内に残された良好な樹林を保全するために、樹林地助成金制度を設けています。現在10カ所を指定しています。

対象 樹林地のある土地の面積が500平方メートル以上あり、その樹林が健全で、集団の樹容が美観的に優れているもの

指定 指定期間は3年とします（更新あり）

助成金 1平方メートルにつき年額30円

管理 樹林の管理は土地所有者に行っていただきます